

法定相続情報証明制度

不動産（土地・建物等）の所有者が亡くなられた場合は、相続人から相続登記の申請が必要です。（※2024年度から相続登記の申請が義務化されました。）

相続登記の手続きをしない場合、二次三次の相続が発生し、相続人が増え、多くの書類が必要となりますので、早めにお手続きされることをおすすめします。

全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、法務局ホームページでご案内しています。

【法務局ホームページ】 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

【手続きの流れ】

1. 相続人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出する。

(1)被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等

(2)上記(1)の記載に基づく法定相続情報一覧図

(被相続人(亡くなられた方)の氏名・最後の住所・最後の本籍・生年月日・死亡年月日/
相続人の氏名・住所・生年月日・続柄の情報)

2. 登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付。

【問い合わせ先】

東京法務局登記電話案内室 電話 5318-0261

※登記手続案内は電話による事前予約をして、ご利用ください。

東京法務局世田谷出張所 (世田谷区の管轄法務局)

電話 5481-7519 (代表)

住所 世田谷区若林4丁目22番13号 世田谷合同庁舎2階